

第 8 2 号議案

豊川市公共駐車場条例の一部改正について

豊川市公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市公共駐車場条例の一部を改正する条例

豊川市公共駐車場条例（昭和 5 3 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用できる車両の範囲) 第 6 条 (略) <u>(利用できる期間)</u> 第 7 条 <u>駐車場を利用できる期間は、1 回の利用につき駐車場に入場した日から起算して 7 日までとする。ただし、定期駐車券の利用その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (駐車の拒否) 第 8 条 (略) (利用の禁止又は制限) 第 9 条 (略) (使用料) 第 10 条 (略) 2 <u>使用料は、普通自動車駐車場、豊川市愛知御津駅前公共駐車場の第 2 駐車場及び豊川市西小坂井駅前公共駐車場にあっては自動車を当該駐車場から出場させる際に、それ以外の駐車場にあっては自動車を当該駐車場へ入場させる際に徴収する。ただし、定期駐車券の利用その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用料の減免) 第 11 条 (略) (使用料の還付)	(利用できる車両の範囲) 第 6 条 (略) (駐車の拒否) 第 7 条 (略) (利用の禁止又は制限) 第 8 条 (略) (使用料) 第 9 条 (略) 2 使用料は、普通自動車駐車場____及び豊川市西小坂井駅前公共駐車場にあっては自動車を当該駐車場から出場させる際に、それ以外の駐車場にあっては自動車を当該駐車場へ入場させる際に徴収する。ただし、定期駐車券の利用その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第 10 条 (略) (使用料の還付)

第12条 (略)

(事故等の免責)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

別表第1 (第6条関係)

区分			車両の範囲
(略)			
豊川市 愛知御 津駅前 公共駐 車場	第1 駐 車 場	普 通 自 動 車 用 区 画	普通自動車のうち積 載物及び取付物を含 めて、長さ4.9メー トル以下、幅1.9メ ートル以下のもの
		軽 自 動 車 用 区 画	道路運送車両法（昭 和26年法律第185号 ）第3条に規定する 軽自動車であって、 積載物及び取付物を 含めて、長さ3.6メ ートル以下、幅1.68 メートル以下のもの
	第2駐 車場		普通自動車のうち積 載物及び取付物を含 めて、長さ4.9メー トル以下、幅1.9メ ートル以下のもの
豊川市西小坂井 駅前公共駐車場			(略)

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

利用区分				単位	使用料
(略)					
豊川市愛 知御津駅 前公共駐 車場	第1 駐 車 場	定 期 駐 車	普 通 自 動 車	1台 1月 につ き	4,200 円

第11条 (略)

(事故等の免責)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表第1 (第6条関係)

区分		車両の範囲
(略)		
豊川市 愛知御 津駅前 公共駐 車場	普通自 動車用 区画	普通自動車のうち積 載物及び取付物を含 めて、長さ4.9メー トル以下、幅1.9メ ートル以下のもの
	軽自動 車用区 画	道路運送車両法（昭 和26年法律第185号 ）第3条に規定する 軽自動車であって、 積載物及び取付物を 含めて、長さ3.6メ ートル以下、幅1.68 メートル以下のもの

豊川市西小坂井 駅前公共駐車場	(略)
--------------------	-----

備考 (略)

別表第2 (第9条関係)

利用区分			単位	使用料
(略)				
豊川市愛 知御津駅 前公共駐 車場	定 期 駐 車	普 通 自 動 車 用 区 画	1台 1月 につ き	4,200 円

	場	券 利 用	車 用 区 画						
			軽 自 動 車 用 区 画	1 台 1 月 につ き	3,675 円				
	第 2 駐 車 場	一 般 利 用		1 台 1 回 30分 につ き	50円				
		定 期 駐 車 券 利 用		1 台 1 月 につ き	4,500 円				
豊 川 市 西 小 坂 井 駅 前 公 共 駐 車 場		一 般 利 用		(略)					
		定 期 駐 車 券 利 用		1 台 1 月 につ き	4,500 円				
備考 1 (略) 2 豊川市愛知御津駅前公共駐車場の第2駐車場及び豊川市西小坂井駅前公共駐車場の一般利用において、駐車場の_____1回の利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。ただし、最初の30分までの使用料は、無料とする。									

	券 利 用								
		軽 自 動 車 用 区 画	1 台 1 月 につ き	3,675 円					
豊 川 市 西 小 坂 井 駅 前 公 共 駐 車 場		一 般 利 用	(略)						
		定 期 駐 車 券 利 用	1 台 1 月 につ き	4,200 円					
備考 1 (略) 2 _____豊川市西小坂井駅前公共駐車場の一般利用において、駐車場の1回の利用時間が30分未満であるとき、又は1回の利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。									

附 則

(施行期日)

- この条例中第9条の改正規定、別表第1の改正規定、別表第2豊川市愛知

御津駅前公共駐車場の項の改正規定及び同表備考第2項の改正規定（豊川市愛知御津駅前公共駐車場の第2駐車場に係る部分に限る。）は令和4年3月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊川市公共駐車場条例（以下「新条例」という。）第7条の規定及び別表第2備考第2項の規定（豊川市西小坂井駅前公共駐車場に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日以後に駐車場を利用する者について適用する。
- 3 令和4年4月1日前に、利用期間内に同日を含む豊川市西小坂井駅前公共駐車場の定期駐車券（利用期間の始期が同日であるものを除く。）を購入する者については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定による豊川市愛知御津駅前公共駐車場の第2駐車場の使用料の徴収に必要な手続その他の行為は、令和4年3月1日前においても行うことができる。
- 5 新条例の規定による豊川市西小坂井駅前公共駐車場の使用料の徴収に必要な手続その他の行為は、令和4年4月1日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、豊川市公共駐車場の適正な管理のため駐車場を利用できる期間を定めるとともに、豊川市愛知御津駅前公共駐車場の拡張に伴い使用料等を定め、併せて豊川市西小坂井駅前公共駐車場の使用料を見直す必要があるからである。